

島田市国際交流協会友好委員会会則

(友好委員会の設置)

第1条 島田市国際交流協会（以下「協会」という。）に友好委員会を置く。

(組織)

第2条 友好委員会は、次に掲げる委員会で組織する。

- (1) リッチモンド友好委員会
- (2) 日中友好委員会
- (3) 国際フレンドシップ委員会
- (4) ハートフォード友好委員会
- (5) モンゴル友好委員会
- (6) 東豆川市トンドゥクション友好委員会

2 友好委員会は、協会に所属する会員で組織し、協会の目的達成のため、会員は、希望する友好委員会に所属することができる。この場合において会員は、複数の友好委員会に所属することができるものとする。

3 協会は、必要に応じ、第1項各号に規定する委員会以外の委員会を設置することができる。

4 前項に規定する委員会は、その取組内容、期間、規模等を考慮して決定する。

(事業)

第3条 友好委員会は、島田市国際交流協会規約（以下「協会規約」という。）第2条の目的を達成するため、各都市提携先又は交流先の都市等との国際交流及び国際協力に関する事業について、協議し、これを実施する。

(役員)

第4条 それぞれの委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 4人以内
- (3) 会計監事 1人

2 前項に規定する役員以外の役員は、それぞれの委員会において定めるものとする。

(役員を選任)

第5条 役員は、協会の会員の互選により定める。

(役員職務)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会計監事は、委員会の会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(会議)

第8条 委員会の会議は、全体会及び役員会とする。

2 全体会は、委員長が随時これを招集し、委員会の事業計画及び予算並びに事業報告及び決算を審議する。

3 全体会の議長は、委員長がこれに当たる。

4 全体会は、委員会の会員の2分の1以上、役員会は役員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

5 役員会は、必要に応じて委員長が招集し、全体会に付議する事項を協議する。

6 議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(理事会への出席)

第9条 協会規約第9条第2項に定める者は、友好委員会を代表し、理事会に出席する。

(事業年度及び会計年度)

第10条 友好委員会の事業年度及び会計年度は、協会と同様とする。

(その他)

第11条 この会則の施行について、必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、平成25年4月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年3月24日から施行する。